

「東北地方太平洋沖地震」への生保協会の主な対応

項目	対応内容
大地震対策本部	○ 3月11日（金）、地震発生後即座に「大地震対策本部（本部長：協会長）」を設置
役員会	○ 3月14日（月）、大地震対策本部役員会を開催し、対策本部および役員会の基本方針として「被災された方が一刻も早くご安心いただけるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うこと」を確認するとともに、以下を決議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震による免責条項等の不適用の検討 ・ 義援金3億円の寄贈 ・ お見舞い広告、各社におけるお客さまからの相談窓口一覧に関する広告の実施 ・ 生損両協会によるシンポジウムの中止
被災地への援助	
義援金	○ 3月14日、義援金3億円を寄贈する旨を決定
お支払等についての特別取扱い	○ 3月12日、災害救助法適用地域の特別取扱いについて決定、プレスリリースにより周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料払込猶予期間の延長、保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払 ○ 3月15日、保険金等各種支払に関するガイドラインを策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類の簡易取扱い、みなし入院等の特別取扱い等 ○ 3月15日、全生保会社が地震による免責条項等を適用しない旨について確認、プレスリリースにより周知
被災された方からの契約照会対応	○ 「被災者契約照会制度（仮称）」の創設を予定 （生命保険の加入有無の確認が困難な方のための契約照会制度）
新聞広告	○ 3月15日、全国紙・被災地域の地方紙にお見舞い広告を出稿 ○ 「生命保険会社相談窓口一覧」についての新聞広告を予定
お客さまへの周知	○ 会員会社に対して営業休止店舗のポスター掲示等について周知徹底を要請 ○ 会員会社の相談窓口一覧を取りまとめ、協会HPに掲載
計画停電	○ 会員会社に対して節電等適切な対応を行うよう要請

「東北地方太平洋沖地震」への会員会社の主な対応

項 目	備 考										
災害対策本部の設置	全社設置済										
被災地への援助	【主な支援物資】 <table border="1"> <tr> <td>食料品</td> <td>米、パン、レトルト食品、簡易食料、飲料水</td> </tr> <tr> <td>衣類等</td> <td>肌着、靴下、レインコート、防寒具、毛布</td> </tr> <tr> <td>衛生用品</td> <td>石鹸、タオル、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、簡易トイレ</td> </tr> <tr> <td>電化製品</td> <td>ラジオ、電気ポット、電子レンジ、電池、充電器、懐中電灯</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>災害帰宅支援キット、カイロ、ガスコンロ、自転車</td> </tr> </table>	食料品	米、パン、レトルト食品、簡易食料、飲料水	衣類等	肌着、靴下、レインコート、防寒具、毛布	衛生用品	石鹸、タオル、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、簡易トイレ	電化製品	ラジオ、電気ポット、電子レンジ、電池、充電器、懐中電灯	その他	災害帰宅支援キット、カイロ、ガスコンロ、自転車
	食料品	米、パン、レトルト食品、簡易食料、飲料水									
	衣類等	肌着、靴下、レインコート、防寒具、毛布									
	衛生用品	石鹸、タオル、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、簡易トイレ									
	電化製品	ラジオ、電気ポット、電子レンジ、電池、充電器、懐中電灯									
	その他	災害帰宅支援キット、カイロ、ガスコンロ、自転車									
特別取扱等のお客さまあてPR	全社実施済 (自社HP、新聞広告、店頭ポスター等)										
その他											
金融上の措置	契約者貸付利率の減免、遅延損害金の不適用、ローン返済の猶予										
お客さま対応	被災者専用フリーダイヤルの開設										
その他	義援金の寄贈、募金活動の実施、支社内仮設トイレ設置（近隣被災者使用可能）										